

最高裁判所長官からのごあいさつ

今回のご連絡は、あなたが裁判員候補者に選ばれたことをお知らせするものです。来年1年の間に裁判員をお願いする可能性があることになりますが、刑事裁判に参加することについて不安や疑問を感じる方もいらっしゃると思います。そこで、この場をお借りして、裁判員制度の意義や運用状況などについて少しお話ししたいと思います。



裁判員制度は、平成21年に生まれました。広く国民の皆様には裁判員として刑事裁判に参加していただくことが、司法に対する理解を深め信頼を向上させることにつながるとして導入されたものです。これまでに1万件を超える裁判員裁判が行われ、裁判員に選ばれた方には、裁判官と一緒に法廷での審理に立ち会い、評議において、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にすべきかを裁判官と議論して決めていただいています。

もとより、裁判員の方々にはさまざまなご負担をおかけしていることと思います。しかし、検察官や弁護人の主張や証拠を各々の視点や感覚に基づいて検討していただき、裁判官と一緒に議論がされることによって、裁判はより分かりやすく、また多角的で深みのあるものになってきたように感じています。検察官や弁護人の法廷における活動も大きく変わってきました。

さらに、実際に裁判に参加された多くの方からは、「充実した議論ができた」「裁判を身近に感じるようになった」といったご感想をいただいています。今後も裁判員裁判を経験する方が増えるにつれて、こうした声が社会に広まることを願ってやみません。

とはいえ、この制度は、国民の皆様の良識と裁判官の専門性とが協力し合って裁判を行うという、これまでの裁判制度の歴史にはなかった取組です。その意味で制度はなおスタート段階にあり、航海に例えれば、裁判員制度という船が、帆を上げて、今まさに大海原に乗り出したところだと思っています。この制度が、私たちの暮らす社会を支える基盤として定着するには、一つ一つの裁判を着実に積み重ねつつ、より良い裁判の実現に向けて改善の努力を続けていくことが必要です。そして、そのためには、皆様からのご理解とご協力を欠かすことはできません。

裁判所では、この通知を手にした皆様は、刑事裁判に安心して参加いただけるよう万全の態勢を整え、皆様の裁判員裁判への積極的なご参加をお待ちしています。裁判員制度へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最高裁判所長官

大谷 直人